

(別表2)

【医療提供体制施設整備交付金（ハード交付金）】

1 国庫補助事業	2 種目等	3 構造別	4 物価高騰を反映した単価	5 現行の交付要綱上の単価	6 基準面積	7 調整率
1 休日夜間急患センター施設整備事業	—	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	(1) 人口10万人以上の場合 150㎡ (ただし、特別に必要がある場合は300㎡を限度とする。) (2) 人口5万人以上10万人未満の場合 100㎡ (ただし、特別に必要がある場合は200㎡を限度とする。)	0.33
	—	ブロック	444,000円	214,000円		
	—	木造	362,000円	355,000円		
2 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	—	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	150㎡ (ただし、特別に必要がある場合は300㎡を限度とする。 また、心臓病専用病室(CCU)を整備する場合は、1床当たり(2床を限度とする。)15㎡を加算し、 脳卒中専用病室(SCU)を整備する場合は、1床当たり(2床を限度とする。)15㎡を加算する。) 15㎡×心臓病専用病室 (ただし、2床を限度とする。) 15㎡×脳卒中専用病床室 (ただし、2床を限度とする。)	0.33
5 救命救急センター施設整備事業	—	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	2,300㎡ (ただし、30床未満の場合は、1床当たり30㎡を減じるものとし、 脳卒中専用病室(SCU)を整備する場合は、1床当たり(4床を限度とする。)15㎡を加算し、 小児救急専門病床(小児専門集中治療室)を整備する場合は、1床当たり(6床を限度とする。)15㎡を加算し、 心臓病専用病室(CCU)を整備する場合は、1床当たり(4床を限度とする。)15㎡を加算し、 重症外傷専用病室(重症外傷集中治療室)を整備する場合は、1床当たり(4床を限度とする。)15㎡を加算する。) 15㎡×脳卒中専用病床室 (ただし、4床を限度とする。) 15㎡×小児救急専門病床室 (ただし、6床を限度とする。) 15㎡×心臓病専用病床室 (ただし、4床を限度とする。) 15㎡×重症外傷専用病床室 (ただし、4床を限度とする。)	0.33
	—	—	108,900円	84,100円	補強が必要と認められるもの2,300㎡	
6 小児救急医療拠点病院施設整備	—	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	150㎡	0.33
7 小児初期救急センター施設整備	—	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	300㎡	0.33
	—	ブロック	444,000円	214,000円		
	—	木造	362,000円	355,000円		
8 小児集中治療室施設整備事業	—	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	1 医療機関当たり20㎡×小児集中治療室病床数	0.33
9 小児医療施設施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	1 都道府県人口規模400万人以上の場合1,300㎡ 2 都道府県人口規模400万人未満の場合 800㎡ 3 小児総合病院4,000㎡	0.33
		ブロック	444,000円	214,000円		
	診療棟	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
10 周産期医療施設施設整備事業	—	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	1 都道府県人口規模400万人以上の場合 500㎡ 2 都道府県人口規模400万人未満の場合 300㎡	0.33
		ブロック	444,000円	214,000円		
	産科区域	病棟等の感染対策に係る整備対象面積1㎡当たり	309,900円	239,300円		
11 地域療育支援施設施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	1床当たり130㎡(ただし、10床を限度とする。)	0.50
		ブロック	444,000円	214,000円		
	診療棟	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		

1 国庫補助事業	2 種目等	3 構造別	4 物価高騰を反映した単価	5 現行の交付要綱上の単価	6 基準面積	7 調整率
12共同利用施設施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	1 特殊診療棟300㎡ 2 開放型病棟 一般病床×1床当たり基準面積(1床当たりの基準面積) ・耐火構造 13.88㎡ ・ブロック・木造 12.56㎡ (ただし、50床を限度とする。) ただし、転用による場合は、基準面積の範囲内で特殊診療棟及び開放型病棟に転用する面積とする。	0.33
		ブロック	444,000円	214,000円		
	診療棟	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
13医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	1 精神病棟 ア 病棟整備 (7) 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 (4) 1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合 22㎡×整備後の整備区域の病床数 イ 「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の3の(1)の加算条件のうち⑩に該当する場合 (7) 整備区域の病床数を20%以上削減する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 (4) 整備区域の病床数を20%未満削減する場合 15㎡×整備後の整備区域の病床数 (2) 結核病棟改修等整備事業 ア 病棟整備 (7) 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 (4) 1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合 22㎡×整備後の整備区域の病床数 イ 陰圧化等空調整備を併せて行う場合 15㎡×整備後の整備区域の病床数 (3) 診療所 ア 承継に伴う診療所 (7) 無床の場合 160㎡ (4) 有床の場合 ① 5床以下の場合 240㎡ ② 6床以上の場合 760㎡ イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり 4,616千円×整備後の療養病床の病床数 (4) 療養病床療養環境改善事業 ア 機能訓練室 1 医療機関当たり40㎡ イ 患者食堂 療養病床1床当たり1㎡ ウ 浴室 浴室1か所当たり13,493千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、26,989千円とする。 (5) 介護老人保健施設及び診療所 病院又は有床診療所の病床を廃止(この場合、診療所の併設が必要)又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合 ア 介護老人保健施設 整備する介護老人保健施設の入所定員数(削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。)×1床当たり単価 イ 病院又は有床診療所を廃止し、介護老人保健施設に併設する診療所を整備する場合 基準面積 160㎡	
		ブロック	444,000円	214,000円		
	診療所(一般地区)	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
	診療所(離島、豪雪地区)	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
	診療所	(3)診療所 イ 改修等により療養病床を整備する診療所	1床当たり 10,695千円	1床当たり 8,257千円		
	-	(4)療養病床療養環境改善事業 ウ 浴室	浴室1か所当たり 31,267千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、 62,543千円	浴室1か所当たり 24,138千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、 48,283千円		
	診療所	(5)介護老人保健施設 新築 改築 改修	1床当たり単価 11,046千円 13,255千円 5,523千円	1床当たり単価 8,528千円 10,233千円 4,264千円		
	14基幹災害拠点病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの	108,900円	84,100円		(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡
(2) (1)を免震化工法により実施する場合		119,830円	92,510円	(2) (1)を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡		
(3) 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する病院		517,800円	399,800円	(3) 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する病院 基準面積 2,300㎡		
(4) (3)を免震化工法により実施する場合		569,660円	439,780円	(4) (3)を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡		

1 国庫補助事業	2 種目等	3 構造別	4 物価高騰を反映した単価	5 現行の交付要綱上の単価	6 基準面積	7 調整率
15地域災害拠点病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの		108,900円	84,100円	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ²	0.50
	(2) (1)を免震化工法により実施する場合		119,830円	92,510円	(2) (1)を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m ²	
	(3) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院		517,800円	399,800円	(3) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ²	
	(4) (3)を免震化工法により実施する場合		569,660円	439,780円	(4) (3)を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m ²	
16災害拠点精神科病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの		108,900円	84,100円	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ²	0.50
	(2) (1)を免震化工法により実施する場合		119,830円	92,510円	(2) (1)を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m ²	
	(3) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院		517,800円	399,800円	(3) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ²	
	(4) (3)を免震化工法により実施する場合		569,660円	439,780円	(4) (3)を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m ²	
20治験施設施設整備事業	治験専門外来	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	基準面積 (1) 治験専門外来 100 m ² (2) 治験管理部門 (事務部門、相談部門、その他) 75 m ²	0.33
		ブロック	444,000円	214,000円		
	治験管理部門	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
21特定地域病院施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	基準面積 (1) 改築の場合 ア 病棟 既存病床数×30%×13.88 m ² (ただし、一部改築の場合は上記による面積から改築を要しない病床数×13.88 m ² を差引いた面積を限度とする。) イ 診療棟 当該改築部分に係る既存診療棟面積で厚生労働大臣が認める面積 (2) 補強の場合 ア 病棟 既存病床数×30%×13.88 m ² ×84,100 円 (ただし、一部補強の場合は上記による面積から補強を要しない病床数×13.88 m ² を差引いた面積を限度とする。) イ 診療棟 当該補強部分に係る既存診療棟面積で厚生労働大臣が認める面積×84,100 円	0.33
		ブロック	444,000円	214,000円		
	診療棟	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
	—	(2)補強の場合	108,900円	84,100円		
22医療施設土砂災害防止施設整備事業	—	1か所当たり	86,011千円	66,400千円	補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの	0.33

1 国庫補助事業	2 種目等	3 構造別	4 物価高騰を反映した単価	5 現行の交付要綱上の単価	6 基準面積	7 調整率
23医療施設等耐震整備事業	病院	(1) 補強が必要と認められるもの	108,900円	84,100円	病院の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ²	0.50
		(2) (1)を免震化工法により実施する場合	119,830円	92,510円	(2) (1)を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m ²	
		(3) ア 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等 イ 耐震構造指標であるIs値が0.3未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設等は除く）	517,800円	399,800円	(3) ア 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等 イ 耐震構造指標であるIs値が0.3未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設等は除く） 基準面積 2,300 m ²	
		(4) (3)を免震化工法により実施する場合	569,660円	439,780円	(4) (3)を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m ²	
	看護師等養成所	(1) 補強が必要と認められるもの	83,100円	64,200円	看護師等養成所の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ²	
		(2) (1)を免震化工法により実施する場合	91,470円	70,620円	(2) (1)を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m ²	
		(3)耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満のもの	395,700円	305,500円	(3)耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満のもの 基準面積 2,300 m ²	
	医療施設	(1) 補強が必要と認められるもの	108,900円	84,100円	平成7年に施行された地震防災対策特別措置法（平成7年法律第1111号第2条に基づいて、都道府県知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の場合 補強が必要と認められるもの 基準面積2,300 m ²	
		(2) (1)を免震化工法により実施する場合	119,830円	92,510円	(1)を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m ²	
	26医療機器管理室施設整備事業	—	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	
28看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業	—	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	基準面積 80 m ²	0.50
	—	ブロック	444,000円	214,000円		
	—	木造	362,000円	355,000円		
29地域拠点歯科診療所施設整備事業	—	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	基準面積 150 m ²	0.50
	—	ブロック	444,000円	214,000円		
	—	木造	362,000円	355,000円		

- (注) 1 第4欄に定める単価は、当該事業における支給額を算定する際に、限度となる単価である。
2 実際の建築単価が第5欄に定める現行の交付要綱上の単価を下回るときは、当該給付金を支給しない。
3 実際の建築単価が第4欄に定める物価高騰を反映した単価を下回り、かつ第5欄に定める現行の交付要綱上の単価を上回るときは、当該建築単価を限度とし、当該建築単価と第5欄に定める現行の交付要綱上の単価との差額により支給額を算定するものとする。
4 実際の建築面積が第6欄に定める基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。